

山梨県公報

第千六百二十七号

平成十七年

十二月十五日

木曜日

目次

告示

道路の区域変更(三件)…………… 八四七

道路の供用開始…………… 八四八

急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… 八四八

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し…………… 八四八

公告

土地区画整理事業の換地処分…………… 八四八

教育委員会

落札者等の決定について…………… 八四九

公安委員会

認定教育実施者の代表者の変更(二件)…………… 八四九

落札者等の決定について…………… 八四九

告示

山梨県告示第六百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十八年一月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
---	---	------	-------------	----------

北都留郡丹波山村字塩ノ山二九七八番の三
地先から
北都留郡丹波山村字塩ノ山二八八五番の一
地先まで

旧	八・二丁 四三・三	三三六・五
新	一〇・八丁 六二・四	三三六・五

山梨県告示第六百五十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十八年一月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

南巨摩郡早川町大字黒桂字小坂山三七六番
の一地从から
南巨摩郡早川町大字黒桂字根岸一七八番の
四地先まで

旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
旧	八・〇丁 五一・〇	一四〇・〇
新	八・五丁 五五・〇	一三五・〇

山梨県告示第六百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十八年一月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三七号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市大字御坂町上黒駒字桂野大道下一八五〇番の一地先から 笛吹市大字御坂町上黒駒字白山一七九五番の一地先まで	一一・五 三八・七	一一・八 三八・七	一六〇・〇	一六〇・〇

山梨県告示第六百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十八年一月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	武田八幡神社線	韮崎市水神一丁目四五六番の 三地先から 韮崎市水神一丁目四五九三番の 一地先まで	四六・〇	平成十二年 十二月十五 日

山梨県告示第六百五十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）（第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡中地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年十二月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から標柱番号十八号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号十八号と標柱番号一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	郡 市 町 村	大字	字	地 番
一	甲斐市	同	川端山	一六〇
二	同	同	立岡山	二八三
三	同	同	立岡口	二五五
四	同	同	同	二二三
五	同	同	同	同
六	同	同	平石	二二三
七	同	同	同	同
八	同	同	同	二二三
九	同	同	同	同
十	同	同	立岡山	二七三
十一	同	同	同	二七四
十二	同	同	同	二二
十三	同	同	同	同
十四	同	同	平石	一七九
十五	同	同	同	同
十六	同	同	同	一六八
十七	同	同	同	一六九
十八	同	同	堰下	一五八

山梨県告示第六百五十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成十七年十二月十五日

山梨県総合県税事務所長 新 藤 康 二

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社三本 杉石油	山梨県南都留郡富士河口湖町船津六四八	平成十七年十一月三十日

公 告

● 土地区画整理事業の換地処分
土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三百三条第三項の規定により、次のとおり換地処分した旨の届出があった。

平成十七年十二月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 施行者の名称
大月市
- 二 施行区域に含まれる地域の名称
大月市大月一丁目字六貫メ、字宮原及び御太刀一丁目字宮原の各一部
- 三 事業計画決定の年月日
平成十三年十二月十七日
- 四 土地区画整理事業の名称
大月駅前通線土地区画整理事業
- 五 事務所所在地
大月市大月二丁目六番二十号 大月市役所内
- 六 換地計画認可の年月日
平成十七年十一月八日
- 七 換地処分通知完了の年月日
平成十七年十一月二十一日

教育委員会

● 落札者等の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十七年十二月十五日

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量
山梨県総合教育センター所長 武 川 和 彦
- 二 教育情報ネットワークサブシステム用機器等 一式
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県総合教育センター 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六番地
- 四 落札者を決定した日
平成十七年十二月六日
- 五 落札者の氏名及び住所
エヌ・ティ・ティ・リース株式会社横浜支店 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二十三番二号
- 五 落札金額

七千七百七十一万三千九百二十円

六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成十七年十月二十七日

公安委員会

山梨県公安委員会告示第百十三号

● 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第七條第一項の規定により、株式会社長坂自動車教習所から代表者の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十七年十二月十五日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

- 一 変更後の代表者 小宮山福五
- 二 変更年月日 平成十七年七月二十一日

山梨県公安委員会告示第百十四号

● 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第七條第一項の規定により、株式会社大月自動車学校から代表者の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十七年十二月十五日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

- 一 変更後の代表者 小林正人
- 二 変更年月日 平成十七年十一月七日

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十七年十二月十五日

山梨県警察本部長 田 中 法 昌

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量
運転シミュレーター 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県警察本部交通部運転免許課 山梨県南アルプス市野牛島千八百二十八番地
- 三 落札者を決定した日
平成十七年十一月二十八日
- 四 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目十五番十二号
- 五 落札金額
五千百三十万九百円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に
よる公告を行った日
平成十七年十月十七日